

BEO アメリカ留学サポートプログラム約款

第1条(約款)BEO株式会社(以下「当社」といいます。)、個別留学サポートプログラム(以下「当プログラム」といいます。を希望する申込者(以下「申込者」といいます。))は、本約款を承諾の上、当プログラムに含まれる各種サービスを申込みます。

第2条(申込みと契約の成立)

1. 申込者は、本約款に基づき所定の当プログラム申込書(以下「申込書」といいます。))を記入し、別途定める必要書類(BEO アメリカ留学サポートプログラム案内書参照)を添えて当社へ提出し、申込書に記載されたご契約金額を、当社の指定する期日までに、申込みの際に定めた方法により支払うこととします。
2. 契約の成立は、申込者より提出された申込書の内容および当プログラム費用の支払いを、当社において確認したときに成立するものとします。
3. 当社は、金融機関への振込みによる支払いの場合には金融機関の発行する振込金受領書(ご利用明細書、振込受付書等)を、インターネットバンキングから支払いの場合は申込者が印刷した「振込み受付完了画面」用紙をもって、それぞれの支払い費用の領収書に代えるものとします。

第3条(拒否事由)

当社は、次掲げる場合において、契約の申込みと成立をお断りすることがあります。

1. 申込書の内容および申込者が当社に届け出た申込者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
2. 所定の期日までに当プログラム費用の支払いが完了しないとき。
3. 申込者の過去の学業成績や英語力が、申込者の留学を希望する学校(以下、「留学希望校」といいます。第4条2.参照)の定める評定平均値に達していない等、申込者に留学に適した条件が備わっていないと当社が判断したとき。
4. 申込者が未成年である場合に、留学について親権者(保護者などの)同意がないとき。
5. 留学希望校の定員に受け入れ可能な余裕がない場合等、留学が認められる可能性がないことが客観的に明らかなきとき。
6. 留学希望校の申込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できる見通しが無いとき。
7. 申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学に不適切であると当社が判断したとき。
8. 申込者が留学希望校に迷惑を及ぼすおそれがあると当社が判断したとき。
9. 当プログラムの円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断したとき。
10. その他、当社が不適当と認めたとき。

第4条(プログラムの範囲)

1. 当プログラムは、申込者が留学目的を明確にするため、留学先に関する情報提供、留学カウンセラーによる留学ガイダンスを行い、また、実際に出願する出願校(以下、「出願校」といいます。))への出願手続き代行、渡航手続きのアドバイス提供等、以下第4条5に明記されたサービスを行うものです。
2. 当プログラムにおける留学希望校または出願校とは、米国内2年制大学、4年制大学、大学院、および大学付属集中英語コースまたは私立語学学校に限られます。
3. 当プログラムは、申込者が出願校へ合格できるよう出願準備のサポートを行うものですが、申込者の出願校への合格を保証したり、留学先での課程修了などを請け負ったり、その他留学中または留学終了後の申込者に対して何らの保証を行うものではありません。
4. 当プログラムの有効期限は、申込日から出発までを最長2年間とし、渡米後の進路相談に限っては、帰国までとします。(第5条 5-4参照)
出願校が入学可否審査を一定の時期から行う場合、可否審査を待たなければならぬ可能性があります。また、出願時における学校の入学条件、費用等が入学時までに変更されることがあり、それら変更について、当社が責任を負うものではありません。
5. 当プログラムに含まれるサービスあるいは規定は、以下の通りです。

5-1 学校選択

申込者は、申込者の留学希望校及びコース選択を留学カウンセラーと相談の上、申込者の意思により選択します。出願者の学業成績、出願する学校の入学難易度により出願学校数を決めます。出願する学校数により留学サポート費は異なります。当プログラムに申込み、契約が成立した時に予定していた出願学校数と実際の出願学校数に差が発生した場合は、その差額を精算します。当社より返金が必要な場合の振込み手数料は申込者負担とします。

5-2 出願手続きの指導または代行

- ① 入学願書作成指導および申込み代行: 申込者が選択した出願校の入学願書作成の指導を行います。また、英語力が入学条件を満たした段階で正式に進学をする条件付入学の出願の場合は、出願校が指定する集中英語コースの入学願書作成の指導も行います。完成された入学願書は、その他の出願必要書類と一緒に、当社が出願先に提出します。オンラインで願書を提出できる大学もありますが、その他の必要書類を提出する関係上、書面の願書を作成します。出願校へ書類を郵送する場合の郵送料は、当社負担とします。
- ② 滞在先申込書作成指導および申込み代行: 渡米時に最初に滞在を希望する滞在先配申込書の作成指導を行います。条件付入学の場合は、進学時期が確定しないため、滞在先手配は行わず、当初入学する指定集中英語コースでの滞在先手配のみを行います。この場合の進学後の滞在先申込みは、申込者が現地到着後、進学の見込みがついた時点で申込者自身が行うものとします。滞在先は出願校(または出願校が委託する滞在先配代理店)が提供する寮、ホームステイなどを意味し、出願校を通して申込みのできないアパート等は含まれません。出願校が複数の場合は、複数校に対する申込みを行います。学校によっては、出発日以前に寮またはホームステイ等の詳細情報(住所、部屋番号、部屋の間取り等)が提供されない場合があります。ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在する場合があります。当社の責にやらない事由で滞在先が確保できない場合、当社はその責任を負いません。滞在費用(寮費・ホームステイ代等)は、申込者が負担し、支払うものとします。手配代行完了後変更が生じたときは、第6条2.1に基づく所定の変更料を別途申し受けます。
- ③ 必要出願書類の確認・手配アドバイス
出願校の指定する必要出願書類を確認し、その手配方法についてアドバイスを行います。
- ④ 志望動機書・推薦状について:
 - ・ 志望動機書(エッセイ)については、留学カウンセラーが1回のみ、第一希望の出願校に対するエッセイのみ添削を行います。また、当社では「志望動機書の書き方講座」を開催しています。当講座受講には、別途料金がかかります。
 - ・ 推薦状については、原則、推薦人が封印したものをそのまま当社経由、または出願校の指定により推薦人から直接提出します。当社は日本語から英語への添削、内容確認等は行いません。

5-3 出願校との連絡

- ① 入学許可書入手・可否の確認:
出願校へ必要書類を送付した後、入学許可書(I-20)を入手します。大学付属集中英語コースまたは私立語学学校の入学は、定員を満たさない限りは認められますが、大学等の高等教育機関への入学は可否判定があり、当社が合格を何ら保証するものではありません。合格の場合、直接入学であれば入学許可書(I-20)を、条件付入学であれば、英語力が基準を満たした場合に入学を許可するという内容が明記された内定書を出願者に代わって入手します。
- ② 空港出迎えサービス手配
申込者が留学先到着時の空港出迎えサービス手配を代行します。但し、申込者の希望により出迎えサービスを手配しない場合、または出願校が出迎えサービスの提供を行って

いない等、出願校を通じて手配ができない場合は、本サービスの提供はありません。出願校所定の出迎えサービスを依頼する場合の出迎え料は、申込者が負担し支払うものとします。サービス手配完了後変更が生じたときは、第6条3.に基づく所定の変更料を別途申し受けます。

5-4 渡航準備の指導および代行

① 海外留学保険の加入

当社所定の海外留学保険への加入手続きを行います。通常、アメリカの教育機関では、留学生に保険の加入を義務づけています。この場合、保険会社へ支払う所定の保険料は、別途申し受けます。また、保険契約は申込者と加入した保険会社との間で成立するものであり、保険契約は別途該当する海外旅行傷害保険普通保険料徴収および特約条項の定めるところによります。

② 学生ビザ申請の指導（学生ビザを必要としないプログラムへの申込みには該当しません。90日以内の滞在で週18時間未満の受講の場合、学生ビザは不要です。尚、日本国籍以外の方はその限りではありません。）

現在、アメリカの学生ビザ申請は、申込者が入館予約の上、在日米国大使館・領事館にて面接を受け、取得します。必要書類は、在日米国大使館・領事館のホームページ日本語案内に基づいて、個人の責任において準備します。当社は、出願校からの入学許可書を入力し、各書式の記入/入力方法や内容の不明点について解説、指導を行います。在日米国大使館・領事館が求める学生ビザ申請料、SEVIS 管理費、および各大使館・領事館までの交通費は、申込者の負担となります。また、ビザの発給は、領事の判断に一任されており、当社が発給を保證するものではありません。

③ オリエンテーション

渡航前に当社においてオリエンテーションを実施します。主に出発当日の注意点、現地の生活アドバイス（お金の管理、健康管理など、滞在別注意点など）、学生ビザ（一時帰国、転校時の注意点など）についてご説明します。オリエンテーションの内容は、一部内容を除いて、当社ホームページの「会員専用サイト」に掲載しますが、来社の上の参加を原則とします。尚、来社される際の交通費、その他は各自負担となります。

④ 留学費用の支払い

出願大学や集中英語コースが求める申請料、滞在手配料、条件付入学の場合の現地手配料（University Placement Fee）を出願校に支払う必要があります。原則的に出願者のクレジットカードで支払えますが、出願校の指定により支払い（海外送金、小切手）を、当社が代行することがあります。この場合、申込者は当社所定の方法に基づき、決められた期日までに、当社が定める相当額の日本円を、当社の指定する口座へ振込むものとします。

授業料や滞在費は、現地到着時に支払う学校と、事前に支払う学校とがあります。入学する学校の指定する方法で支払いますが、事前に支払う必要がある場合は、上記と同様の方法で当社が代行します。

5-5 渡米前後のアドバイス

出願準備中、渡航前において、客観的なアドバイスが必要な際、メールおよび電話で担当留学カウンセラーが回答、指導します。また、渡米後、転校や進路変更等の相談があれば、アカデミックな内容に限りメールにてアドバイスします。但し、当社が請け負うのは申込者本人へのアドバイスに限られ、実際、大学に交渉したり作業をすることはありません。

第5条(諸費用)

1. プログラム費用

1-1 当プログラム、BEO アメリカ留学サポートプログラム費用は、第4条 5-1 に従い、第2条に記載の通り申込者が支払うものとします。尚、サポートプログラム費用には、消費税が含まれています。

進学留学プログラム

1校出願	262,500 円
2校出願	336,000 円
3校目以降、	1校追加につき 73,500 円

- ① 条件付入学で1校の大学(2年制・4年制・大学院等)に出願する場合は、その大学が指定する集中英語コース(大学付属・私立語学学校等)にも同時に出席します。
- ② 条件付入学で複数校の大学に出願する場合は、それぞれの大学が指定する複数の集中英語コースにも同時に出席します。複数の大学が同一の集中英語コースを指定する場合は、その限りではありません。
- ③ 直接入学で大学等に入学する事前の集中英語コース(大学付属・私立語学学校等)への申込み手続きは、当社が提携する学校に限り、追加料金なしで代行します。進学留学プログラムのお申込時に必ずお知らせください。また、進学する大学の付属集中英語コースへ申し込む場合を含め、英語コースと大学入学審査は何ら関連していません。大学からの合格結果が出る前に渡米しないければならないこともあります。
- ④ 出願校の決定は、申込者の学業成績、経歴、出願する大学のレベルや難易度を参考にし、当社カウンセラーと相談の上、申込者が決定します。
- ⑤ 複数校出願の場合は、第一希望、第二希望と希望順位を定め、第一希望大学から合格通知もしくは条件付入学内定が確認できた時点で、第二希望以降の大学の諸手続きを中断し、当社経由で大学側にキャンセルの連絡をします。
- ⑥ 条件付入学で複数校に出願し、複数校の大学が同一の集中英語コースを指定し、第一希望、第二希望、あるいは第三希望以降の大学から入学内定を得た場合は、アメリカ到着後の大学に進学するか決めることもできます。尚、この場合のキャンセル手続きは、申込者本人が責任をもって行うものとします。
- ⑦ 条件付入学の内定は、何年度の何学期入学に対する内定なのか入学時期が指定されます。指定された場合は、その特定の学期の入学に合うように TOEFL スコア等、英語力の条件を満たした証明を大学側に提示します。大学への連絡は、申込者が締切日を確認の上、直接行います。また、すでに提出している書類のうち、最新の書類(預金残高証明書等)の再提出を求められることがあります。この場合は、申込者本人が日本のご家族等に連絡を取り、準備をします。
- ⑧ 条件付入学の内定を得た特定の時期までに、英語力の条件を満たせなかった場合は、入学時期の延期願いを大学側に伝えます。延期願いについては、当社は指導のみを行い、大学への連絡は申込者本人が行うものとします。
- ⑨ 条件付入学で入学の時期を延期した場合、英語の入学条件等が変更されることがあります。入学条件の変更、授業料の変更等について、当社はその責任を負いません。

1-2 当プログラム費用には、出願校が定める出願料、授業料、滞在費等の留学費用およびその他諸費用は含まれていません。

2. 留学費用

2-1 次に掲げる諸費用は、留学費用とし、当プログラム費用には含まれません。

- 出願料
- 授業料および入学登録料
- 滞在申込金および入寮予約金
- 寮費およびホームステイ代
- 進学手配現地プレースメント費(英語学校などを通して、大学に出願する場合、現地英語学校が手配料を求めます。大学への出願料が含まれる場合と含まれない場合があります。)
- その他出願校が定める入学手続きに必要な費用(出願校所定の変更手数料およびキャンセル料等を含む)
- 空港出迎えサービス料 (ご利用は任意です)
- 食費
- 教材費
- その他留学期間中に必要となる費用

- 2-2 留学費用は、原則として申込者が出願校または支払い先へ直接支払うものとします。
- 2-3 留学費用は学校、その他支払い先の事情により、予告なしに変更されることがあります。
- 3 その他の諸費用
- 以下に掲げる費用は、その他の諸費用とし、当プログラム費用には含まれません。申込者の利用希望や必要などに応じて、申込者が負担し支払うものとします。
- ① 海外留学保険料
 - ② 在日米大使館・領事館が請求する学生ビザ(査証)申請料
 - ③ SEVIS 管理費移民局における留学生入国管理費
 - ④ 海外送金用小切手作成時または海外送金時に必要となる銀行手数料
 - ⑤ 「志望動機書の書き方講座」受講料(受講は任意)
 - ⑥ 緊急連絡費
- 留学先等との連絡に緊急を要する場合、国際電話およびファックス等を使用することがあります。この場合の費用は緊急連絡費として申込者の負担となり、別途下記の通り申し受けます。緊急連絡費は、申込者の要請により、当社が緊急連絡を行う時点で生じるものとします。
- | | | |
|----------|---------|--------------|
| 国際電話代 | 1件1回あたり | 5,250円(消費税込) |
| 国際ファックス代 | | 3,150円(消費税込) |
- ⑦ 当社への連絡・通信費(電話・ファックス・メール代等)および当社までの交通費。電話による個別カウンセリング、電話によるオリエンテーションを希望する場合、電話代は申込者の負担とします。

第6条(変更手数料)

- 1 申込者の都合により、第4条5.5-1により出願校を選んだ後、出願校を変更する場合、および出願校への申込内容を変更する場合(出発後の変更も含む)は、当社は、出願校1校につき73,500円(消費税込)の変更手数料を、別途申し受けます。
- 2 滞在先手配のため、学校等滞在先手配先へ当社から手配代行が完了した後、申込者の都合により滞在先変更が生じ、かつ変更が可能な場合は、変更手数料として、一回につき10,500円(消費税込)を別途申し受けます。
- 3 空港出迎え手配のため、学校等送迎手配先へ当社から到着連絡が完了した後、申込者の都合により到着便変更が生じた場合は、変更手数料として、一回につき3,150円(消費税込)を別途申し受けます。
- 4 変更手数料は、変更する内容および変更手数料に関し、申込者が同意した時点で生じるものとします。

第7条(為替変動)

- 1 留学費用ならびにその他の費用を当社が代行して海外に支払うに当たっては、当社所定の為替レートにて100円単位(100円未満切り上げ)で決済を行います。この場合、海外への支払いは原則として学校への口座送金、あるいは銀行小切手にて行い、為替変動による差額は精算しません。
- 2 申込み後に取消された場合に学校から留学費用の返金があるときは、その返金される費用が当社に受領後、当社が日本円に換金するときの当社所定の為替レートにて決済を行います。

第8条(留学費用の支払い等)

- 1 第5条5-4.に定められた留学費用の支払いは、申込者が指定の日までに所定の方法で必ず入金するものとします。
- 2 指定の日までに入金されない場合、留学手続きの停止や、希望の出発時期までに留学手続きが完了できない場合があります。
- 3 当社の責によらない事由で留学費用が変更された場合には、当社または支払い先との間で必要な差額の精算を行って下さい。
- 4 留学費用を概算額で支払っている場合には、支払い金額が明らかになり次第、当社または支払い先との間で過不足金の精算を行って下さい。

第9条(契約成立後の取消しと返金)

- 1 当プログラム契約成立後に留学手続きの取消しが生じる場合は、当社は、本約款所定の規定に基づき、プログラム費用の返金の手続きを行います。

- 2 返金が生じる場合、当社は、申込者が指定する日本所在の金融機関(郵便局は除く)口座への振込みにて返金を行い、振込手数料は申込者の負担とします。海外への振込みは行いません。
- 3 当プログラム契約成立後の取消しに伴うプログラム費用返金料は次の通りです。
 - (ア) プログラム契約成立後から30日以内の取消し：プログラム費用の50%を返金
 - (イ) プログラム契約成立後から31日以降60日以内の取消し：プログラム費用の25%を返金
 - (ウ) 61日以降の取消し：プログラム費用の0%を返金
 但し、いずれの場合も、第4条5.1に定めるサービス内容終了後すでに取消しのできないプログラム費用を差し引き、返金を行います。
- 4 指定の日日までに必要な書類あるいは費用が送付・入金されない場合等、当社の責によらない事由により各種手続きの代行ができなかった場合、既に当社に支払い済み費用の一部もしくは全額の返金はありません。
- 5 申込者の都合により、当プログラムのサービスの一部が申込者に提供されなかった場合、プログラム費用の一部もしくは全額の返金はありません。
- 6 留学費用の返金は、出願校その他支払先所定の規定に基づきます。
- 7 第二希望校等出願校に対する出願料や滞在手配料は、原則、返金されません。取消しにもなうキャンセル料や渡航手配にかかる航空会社に対するキャンセル料等の費用および損失は、申込者が負担し支払うものとします。

第10条(当社からの解約)

- 1 次に掲げる事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づくプログラム契約を解約することができます。
 - ① 指定の日日までに、留学手続きに必要な書類が当社に送付されないとき。
 - ② 指定の日日までに、第5条および第6条に定める必要な費用の支払いがされないとき。
 - ③ 申込者が所在不明または1ヶ月以上上記に当たり連絡不能となったとき。
 - ④ 申込書の内容および申込者が当社に届け出た申込者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
 - ⑤ その他当社がやむを得ない事由があると認めたとき。
- 2 前項に基づき、当社が本約款に基づく当プログラム契約を解約したときは、プログラム費用、変更手数料など、既に当社に支払い済み費用の一部もしくは全額の返金はありません。留学費用の返金は、出願校および支払い先等所定の規定に基づきます。
- 3 解約により生じた出願校に対するキャンセル料や渡航手配にかかる航空会社に対するキャンセル料等の費用および損失は、申込者が負担し支払うものとします。

第11条(免責事項)

- 1 当社は、次に掲げる当社の責によらない事由により、申込者が留学できなかった場合、または出願校への正式入学ができなかった場合、および出発日時が変更となった場合には、その責任を負いません。
 - ① 申込んだ学校、コースなどが定員に達しており、入学できなかった場合。
 - ② 希望滞在施設が定員に達しており、希望滞在施設に入れなかった場合。
 - ③ 通信または学校側の事情により、入学許可証が期日までに届かず出発できなかった場合。
 - ④ 申込者の成績が希望する留学先の入学許可基準に達していないために、入学の許可が得られなかった場合。
 - ⑤ 申込者が用意した必要書類の不備または提出の遅延により、出願校の定める出願手続きが完了しなかった場合。
 - ⑥ 申込者にパスポートまたは査証が発給されなかった場合、あるいは申込者が渡航先国に入学拒否された場合。
 - ⑦ パスポートまたは査証取得に時間がかり、出発時期が変更となった場合。
 - ⑧ 天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、官公署の命令、陸海空における不慮の災難、その他不可抗力による場合。
 - ⑨ 運送・宿泊機関等のサービス提供が中止された場合。
 - ⑩ 出願校所定の支払い手続きが、申込者の事情により完了しなかった場合。
 - ⑪ 出願校のコース内容や入学条件が変更していた場合。
 - ⑫ 申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学に不適切であると判断された場合。

- ⑬ 申込者が出願校に迷惑を及ぼすおそれがあると判断された場合。
- ⑭ 申込者が出願校の授業・コースの円滑な実施を妨げるおそれがあると判断された場合。
- 2 渡航後は申込者個人の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは留学先の規則等に違反した場合の責任または損害等は、留学生個人の負担となり、当社はその責任を負いません。
- 3 渡航後、申込者が事故、食中毒、疾病、盗難等にあった場合、当社はその責任を負いません。
- 4 留学中のスポーツや車の運転等による事故は、申込者本人の責となります。また、特定のスポーツや車の運転等を行うにあたり保険の加入や特約が必要な場合は、申込者本人の責において加入手続きを行うものとしてします。
- 5 以上の免責事項に該当する場合、当プログラム費用の一部もしくは全額の返金はありません。留学費用の返金は、出願校および支払い先等所定の規定に基づきます。

第12条(損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合、その損害を賠償する責任を負いません。

第13条(授業内容等の変更)

当社では、留学希望校または出願校等から提供される最新資料に基づき当プログラムを提供しますが、留学希望校または出願校等の事情による授業内容の変更、滞在先の変更、その他留学内容に関する変更については、当社はその責任を負いません。

第14条(個人情報の取扱いについて)

当社では、申込書、その他の書類等で提供された申込者の個人情報、申込者への連絡、資料発送、当社のサービスの案内等の目的に使用することがあります。なお、個人情報を本人の承諾なく第三者に開示することはありません(データ処理等の外部委託を除く)。

第15条(裁判管轄)

本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第16条(紛争の解決)

- 1 本約款に定める事項について疑義が生じた場合、申込者と当社が協議の上、解決するものとしてします。
- 2 本約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習の定めるところによります。

第17条(約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第18条(発効期日)

本約款の内容は、2008年7月15日以降に申込みされる個別留学サポートプログラム申込み契約に適用されます。